

525

D494

様式 44

令和 4年 11月 30日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人住所

三重県伊勢市小木町183番地1

医療法人の名称

医療法人 かとう耳鼻咽喉科

理事長

加藤 昭彦

電話 0596(35)0700

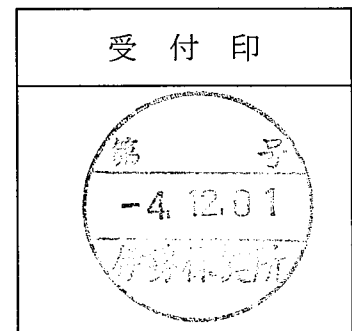


決 算 届

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



(別紙)
様式1

事業報告書
(自 令和3年10月 1日 至 令和4年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 かとう耳鼻咽喉科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市小木町183番地1
- (3) 設立認可年月日 平成17年10月25日
- (4) 設立登記年月日 平成17年11月 9日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	かとう耳鼻咽喉科	三重県伊勢市小木町183番地1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月19日 前年度決算の決定

令和4年 9月30日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 かとう耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0494

所在地 三重県伊勢市小木町183番地1

財 産 目 録

(令和 4年 9月30日現在)

1. 資 産 額	48,539千円
2. 負 債 額	14,118千円
3. 純 資 産 額	34,421千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,620
B 固 定 資 産	23,919
C 資 産 合 計 (A+B)	48,539
D 負 債 合 計	14,118
E 純 資 産 (C-D)	34,421

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 かとう耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0494

所在地 三重県伊勢市小木町183番地1

貸借対照表
(令和4年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	24,620	I 流動負債	6,398
II 固定資産	23,919	II 固定負債	7,720
1 有形固定資産	8,842	負債合計	14,118
2 その他の資産	15,077	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	24,421
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	34,421
資産合計	48,539	負債・純資産合計	48,539

様式4-2

法人名 医療法人 かとう耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号 0494

所在地 三重県伊勢市小木町183番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	79,157
2 事業費用	81,060
事業 利益 損失	△ 1,903
II 事業外収益	1,826
III 事業外費用	0
経常 利益 損失	△ 77
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純 利益 損失	△ 77
法人 税 損益等	72
当期純 利益 損失	△ 149

様式5

監事監査報告書

医療法人 かとう耳鼻咽喉科
理事長 加藤 昭彦 殿

私は、医療法人 かとう耳鼻咽喉科の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月19日

医療法人 かとう耳鼻咽喉科
監事 加藤 知樹

